

交通事故に遭ったときの 5つのチェックポイント

当事者が負傷していたら、何よりも先に救護をしましょう。軽いケガでも病院へ行き、必ず医師の診断を受けましょう。

すぐに警察に届け出ましょう。

相手の住所、氏名、年齢、勤務先、保険の加入状況、連絡先等を聞きましょう。

記憶が薄れないうちに、見取り図や事故の経過を記録しましょう。

目撃者がいる場合は、証言等の協力を依頼しましょう。

このリーフレットは再生紙を使用しています。

相談は、 すべて無料です。

佐賀県交通事故相談所

アバンセ3階 暮らしの安全安心課内
(佐賀県消費生活センター)

相談日時

毎日 午前9時～午後4時(年末年始を除く)

電話による相談も行っています。

(アバンセ休館日は電話相談のみです)

※休館日は月曜日、月曜日が休日の場合は、その翌日

弁護士相談

アバンセ3階 暮らしの安全安心課内
(佐賀県消費生活センター)

相談日時

毎月 第2・第4金曜日(原則)

午前10時～12時

※弁護士相談は、予約制となっています。

事前に御連絡ください。



〒840-0815

佐賀市天神三丁目2-11

☎:0952-25-7061

佐賀県交通事故相談所

0952-25-7061

お困りの方は、気軽にご相談下さい。